

土 監 発 第 10 号  
平成25年6月17日

土 浦 市 長 中 川 清 殿  
土 浦 市 議 会 議 長 矢 口 迪 夫 殿  
土 浦 市 教 育 委 員 会 委 員 長 小 原 芳 道 殿

土浦市監査委員 林 修  
同 海 老 原 一 郎

### 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

#### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

#### 第2 監査の実施期間

平成25年5月14日（火）から5月27日（月）まで

#### 第3 監査対象施設

監 査 対 象 施 設 名	
幼 稚 園（2園）	土浦第二幼稚園，新治幼稚園
小 学 校（7校）	中村小学校，土浦小学校，荒川沖小学校，上大津東小学校，上大津西小学校，大岩田小学校，藤沢小学校
中 学 校（2校）	土浦第三中学校，新治中学校

#### 第4 監査の方法

平成24年度における財務に関する事務の執行状況が、法令等に基づいて適正かつ効率的に運営されているかなどについて、事前に関係帳簿・証書類等の検査を行い、本監査においては、教頭・園長等及び教育委員会の関係職員に出席を求め、教頭・園長等から提出資料の説明を受け、質疑応答による監査を実施した。

#### 第5 監査の結果

各施設における財務に関する事務の執行状況及び管理運営状況は、一部の軽微な事項を除き、適正に処理されていると認められた。

なお、給食費の未収金については、教育委員会や給食センターとも連携し、解消を目指されたい。また、給食等の食物アレルギーへの対応についても、関係部署との情報の共有化を図り留意されたい。